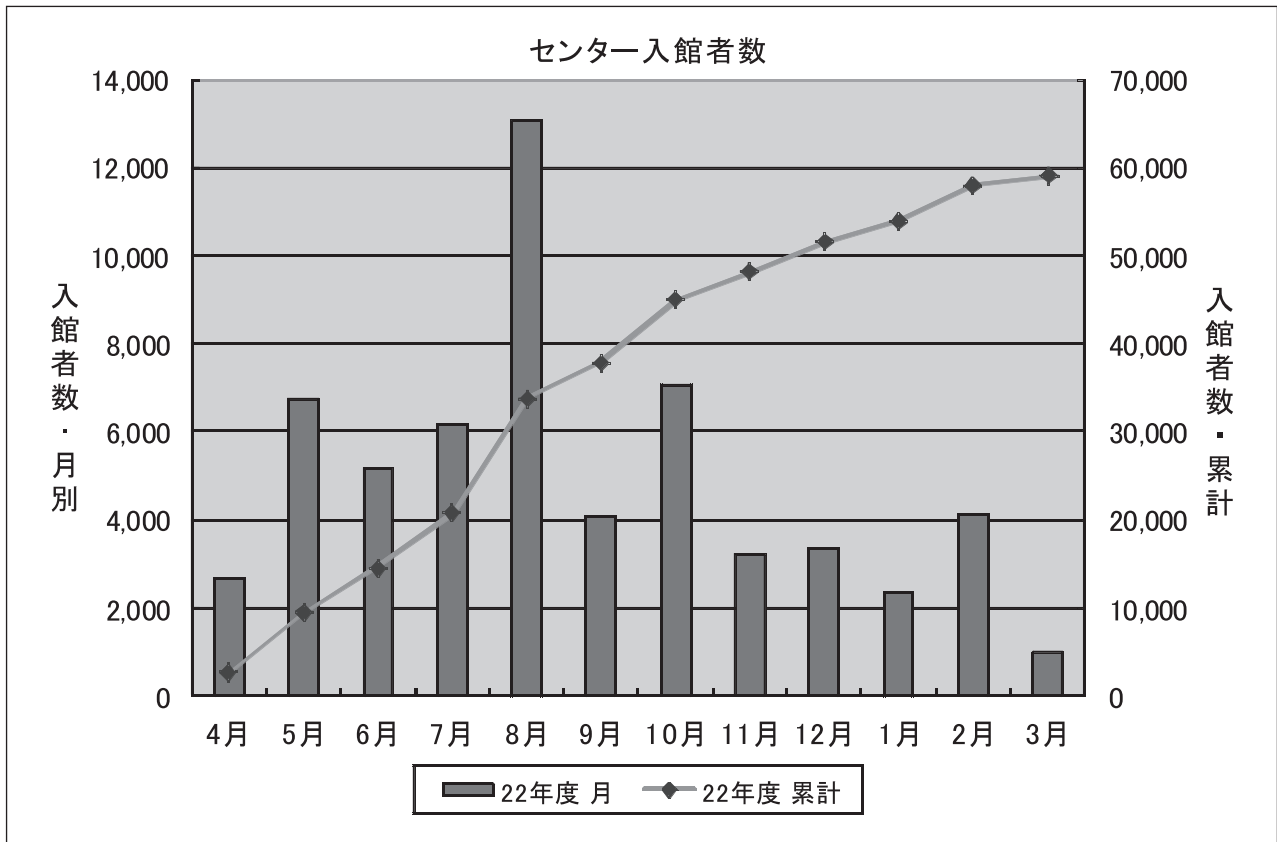


資料編

1 入館者数



(単位: 人)

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
22年度	2,687	6,723	5,173	6,157	13,097	4,059	7,080	3,197	3,352	2,366	4,095	997
累計	2,687	9,410	14,583	20,740	33,837	37,896	44,976	48,173	51,525	53,891	57,986	58,983

うち団体入館者数内訳

項 目	市民団体	学 校	企業等	研究機関	行政	計
団 体 数	67	96	34	15	131	343
人 数	2,683	4,472	1,248	417	4,469	13,289

2 施設利用状況 (センター主催事業を除く。)

施設名	施設利用 承認件数	減 免 理 由				施 設 使 用 料	
		教 育 活 動	県・市町村 利用	その他	計	件 数	金 額
多目的ホール	58	1	29	16	46	12	127,800
研 修 室	48	20	11	17	48	0	0
会 議 室	51	—	—	—	—	—	—
計	157	21	40	33	94	12	127,800

3 調査用備品等貸出状況

品名	県	市町村	その他	計
騒音計等	2	1 2		1 4
気体採取器	1	1		2

4 主要機器及び装置

品名	メーカー
CHN分析装置	ユーロベクター EuroEA 3000
全有機炭素計	2台 島津 TOC-Vcsn
糖分析システム	ダイオネクス ICS3000
窒素・リン自動分析装置	2台 ブランルーベ NP オートアナライザー SEAL社 QuAAtro2-HR
超音波式流向流速計	9台 ノルテック アクアドッププロファイラー 2M
嫌気好気培養装置	2台 東京理化 MBF-250ME
生物顕微鏡	4台 キーエンス VH-8000, オリンパス BX51 (2台) オリンパス SZX12 (実体)
安定同位体質量分析計	アムコ Flash EA1112IR-MS
ガスクロマトグラフ	2台 島津 GC-2010, ヒューレットパッカード HP6890
ガスクロマトグラフ質量分析装置	4台 バリアン 1200L, 島津 QP5050A 日本電子 JMS-700, JMS-AMSUN200
高速液体クロマトグラフ	2台 島津 LC-10ADVP, LC-20AD
液体クロマトグラフ質量分析装置	2台 日本電子 JMS-LCmate, 日立 M8000
イオンクロマトグラフ	2台 ダイオネクス ICS-2000, 島津 HIC-SP
低圧クロマトグラフ	バイオラッド 20FQD
高周波プラズマ質量分析装置	パーキンエルマー ELAN DRC
ICP発光分析装置	島津 ICPS-8100
原子吸光度計	日立 Z-2000
蛍光X線分析装置	島津 EDX-900HS
赤外分光光度計	島津 FTIR 8700
蛍光分光光度計	日立 F-4500
粒度分布測定装置	島津 SALD2200
水銀分析計	日本インスツルメンツ SP-3D
高速溶媒抽出器	2台 朝日ライフサイエンス fastPSE ダイオネクス ASE300
気象観測装置	2台 光進電気 MC-5001, 小笠原計器製作所 WS-B56
可搬型航空機騒音自動測定器	8台 日東紡 DL-80PT (5台), DL-100PT (3台)
排ガス NO _x , O ₂ 自動測定器	ヤナコ ECL-88AO
超遠心分離機	ベックマン OPTIMA MAX
マイクロウェーブ	MILSTONE ETHOS D
リアルタイムPCR	アプライドバイオシステムズ 7500
反応装置	アート科学
クリーンドラフトチャンバー	2台 ダルトン PCD-1300BEW

5 諸規程等

(1) 茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 霞ヶ浦の水環境その他の環境の保全及び創造に関する県民の取組を促進するとともに、環境の保全及び創造に関する研究成果の普及を図り、もって人と自然が共生し、環境への負荷の少ない地域社会の実現に資するため、茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下「センター」という。）を土浦市沖宿町に設置する。

(管理の基本)

第3条 センターは、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に従い、最も効率的な運用を図らなければならない。

(開館日等)

第4条 センターの開館日及び開館時間は、規則で定める。

(規程の遵守)

第5条 センターにおいては、知事が別に定めるセンターの利用に関する規程を遵守しなければならない。

(利用の承認)

第6条 センターの施設のうち多目的ホール、会議室、研修室又は小展示室（以下「特定施設」という。）を利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

- (1) 特定施設を利用しようとする者が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。

3 第1項の承認には、特定施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第7条 知事は、前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、又はセンターの管理上支障があると認めるときは、その承認を取り消し、承認の内容若しくは条件を変更し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは規程に違反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) 前条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。

(使用料の納付)

第8条 利用者のうち多目的ホール又は研修室を利用する者は、規則で定めるところにより、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 知事は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第10条 第8条に規定する者が既に納付した使用料は、返還しない。ただし、その責めに帰することができない事由により利用ができなくなったとき、その他知事が特に必要と認めるときは、納付した使用料の全部又は一部を返還することができる。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、利用の承認によって生ずる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用者は、その利用を終了したとき(第7条の規定により利用の承認を取り消されたときを含む。)は、遅滞なく、特定施設を原状に回復し、又は利用者が搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 利用者は、特定施設を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(単位 円)

施設の利用時間の区分		施設の区分						
		午 前 〔午前9時 30分から 正午まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 4時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 8時まで〕	午前・午後 〔午前9時 30分から 午後4時 まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 8時まで〕	全 日 〔午前9時 30分から 午後8時 まで〕	その他 〔1時間ま でごとに〕
多 目 的 ホ ー ル	全部を利用する 場合	4,300	5,900	3,600	10,200	11,300	15,600	1,800
	3分の2を利用 する場合	2,900	4,000	2,400	6,900	7,600	10,500	1,200
	3分の1を利用 する場合	1,500	2,000	1,200	3,500	3,800	5,300	600
研修室		1,700	2,100	1,400	3,800	4,200	5,900	700

備考 「その他」とは、正午から午後1時まで、午後4時から午後6時まで又は午後8時から翌日の午前9時30分までの利用をいう。

(2) 茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例（平成17年茨城県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日及び開館時間)

第2条 条例第4条の規定によるセンターの開館日及び開館時間は、次の表に定めるとおりとする。

開館日	開館時間
毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日でない日）及び12月29日から翌年の1月1日までの日を除く毎日	午前9時30分から午後8時（日曜日及び火曜日にあつては、午後6時）まで（展示室及び小展示室にあつては、午前10時から午後4時30分まで）

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

(行為の禁止)

第3条 センターに入館する者（以下「入館者」という。）は、凶器、爆発物その他の危険物又は旗、プラカードその他秩序を乱すおそれがある物品をセンター内に持ち込んで서는ならない。

2 入館者は、センター内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに放歌高唱する等騒がしい行為をすること。
- (2) センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 物品の販売又は寄付金の募集を行うこと（センターの長（以下「センター長」という。）の承認を受けた場合を除く。）。
- (4) 壁、柱等に張り紙等をし、又はくぎ等を打つこと（センター長の承認を受けた場合を除く。）。
- (5) 前各号に掲げる行為のほか、知事が別に定める行為

(特定施設利用承認の申請等)

第4条 条例第6条第1項前段の規定による特定施設の利用の承認（以下「特定施設利用承認」という。）の申請は、特定施設利用承認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 特定施設利用承認の申請は、利用日（利用日が2日以上にわたるときは、その初日とする。以下同じ。）の属する月の初日前3月から行うことができる。ただし、相当の理由があり、かつ、センターの管理に支障がないときは、この限りでない。

3 知事は、特定施設利用承認をしたときは特定施設利用承認書（様式第2号）を、特定施設利用承認をしないときは特定施設利用不承認書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(特定施設利用変更承認の申請等)

第5条 条例第6条第1項後段の規定による承認を受けた事項の変更の承認（以下「特定施設利用変更承認」という。）の申請は、特定施設利用変更承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 特定施設利用変更承認の申請は、利用日までに行わなければならない。

3 知事は、特定施設利用変更承認をしたときは特定施設利用変更承認書（様式第5号）を、特定施設利用変更承認をしないときは特定施設利用変更不承認書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付の時期)

第6条 条例第8条の規定による使用料は、利用日までには納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事がやむを得ないと認めたときは、知事が別に定める日までに使用料を納付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第9条の規定に基づき知事が使用料を減免できる場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その減免額は、同表の右欄に掲げる額とする。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の園児、児童、生徒又は学生が教育活動の一環として施設を利用する場合	使用料の全額
県又は市町村が研修会、講演会、会議等を開催するため施設を利用する場合	使用料の全額
その他知事が特別の理由があると認める場合	知事が必要と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、特定施設利用承認の申請に併せて、施設使用料減免申請書(様式第7号)により知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の申請があった場合において、使用料の減免を決定したときは、施設使用料減免決定通知書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の返還)

第8条 条例第10条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、施設使用料返還申請書(様式第9号)に特定施設利用承認書及び使用料を納付したことを証する書面を添えて知事に申請しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事の承認を得てセンター長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(3) 茨城県霞ヶ浦環境科学センター客員研究員設置規程

第1 趣 旨

この規程は、茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下「霞ヶ浦環境科学センター」という。）における客員研究員に関し、必要事項を定める。

第2 目 的

霞ヶ浦環境科学センターにおいて、大学や外部研究機関等から環境科学に関連する分野で相当の研究実績及び専門的知識を有する研究者を客員研究員として招くことにより、研究機能の向上及び活性化並びに研究体制の充実を図ることを目的とする。

第3 委 嘱

- 1 客員研究員は、環境科学に関連する分野で相当の研究実績及び専門的知識を有し、霞ヶ浦環境科学センターの研究に資すると認められる大学や外部研究機関等の研究者の中から、霞ヶ浦環境科学センター長が委嘱する。
- 2 任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第4 職 務

客員研究員は、霞ヶ浦環境科学センター長の依頼に基づき、次の職務に従事する。

- (1) 霞ヶ浦環境科学センターの研究職員に対する研究企画，研究手法，研究成果のとりまとめ等についての指導・助言
- (2) 霞ヶ浦環境科学センターにおける研究の実施
- (3) その他，霞ヶ浦環境科学センターにおける研究の推進に寄与すると認められる活動

第5 報償等

- 1 客員研究員に対する報償は、1時間あたり12,000円とする。
- 2 客員研究員に対する旅費支給の等級格付けは、行政職給料表の7級相当の額とする。

第6 その他

- 1 客員研究員に対する依頼は、必要に応じて、霞ヶ浦環境科学センター長が行う。
- 2 この規程に定めるもののほか、客員研究員の取扱に関して必要な事項は、霞ヶ浦環境科学センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月11日から施行する。

茨城県霞ヶ浦環境科学センター年報 第6号

平成23年11月 発行

発行 茨城県霞ヶ浦環境科学センター

〒300-0023 茨城県土浦市沖宿町1853番地

TEL 029 (828) 0960 (代表)

FAX 029 (828) 0967

